

「宿泊税制度に関する基本方針」(案)に対する意見募集(パブリックコメント)の結果及び意見に対する市の考え方について

1. 意見募集の結果について

開催・調査期間	令和6年4月1日(月)～令和6年4月30日(火)
資料公開場所	市ホームページ、本庁行政資料コーナー、支所地域振興課、税務管理課
意見提出者数	37件
意見等項目数	43項目

2. ご意見の概要と市の考え方について

(1) 目的・使途・財源確保手法に関する意見

- ・新税導入のための合理的な三要素「目的、納税義務者、使途」を示した説明を通じ納税義務者の納得を得る工夫を。
- ・宿泊税導入の必要性、目的が不明瞭で使途も具体性を欠く。
- ・より明確で具体的な使途と、その効果予測の明示が必須。
- ・基本方針に文化的視点、利用者・住民の視点が欠けている。
- ・他市の導入背景はオーバーツーリズムだが、本市はその状況にない。
- ・宿泊税を導入すれば近隣都市に宿泊客が流出する。
- ・宿泊事業者の事務負担が増大する。
- ・郊外や小規模な宿泊事業者にとってはマイナス効果しか見えない。
- ・負担割合の多い小規模宿泊事業者に具体的、直接有効な優遇対策がなされるなど小規模宿泊事業者も納得いく形で進めることが大事。
- ・市外からの宿泊者に負担を求めるのではなく、宿泊者が受入環境・サービスを楽しんでいるのであれば、その利用者から使用料を徴収すべき。
- ・地方債での対応で十分。

〔具体的な使途について〕

- ・宿泊税を最大限に活かし観光にもっと力を入れてほしい。
- ・今後の観光客(特にインバウンド)増のための実行予算としてほしい。宿泊税は観光戦略プランの実現に必要な財源。
- ・観光地松江の土台づくり・景観づくりの礎を担う地域住民や城下町松江の景観保全に使ってほしい。
- ・宿泊税で災害時の備蓄品を購入し、来松者に向けた十分な準備を。
- ・人の流入による対策費用がメインということを強く出せば宿泊客も納得する。200円の負担増で観光客は減らない。

〔観光協会の体制強化を使途の一つとすることについて〕

- ・民間企業として経営努力の成果、実施事業の評価・検証結果について市民への説明、理解を得ることが必要。
- ・『観光協会へ投資する』と考えると一番の成果数値は『宿泊者数の増加』。宿泊者の増が税収になり必然的に宿泊以外の観光関係事業者も潤う。評価基準も宿泊者数になる。宿泊者数の増加を第一目標数値とし、更に市全体の来客数増、滞在時間増を通じ、税収で市へリターンする。

〔入湯税について〕

- ・普通税化している入湯税を本来の使途(環境衛生施設の整備、鉱泉源の保護管理施設の整備)に活用するよう現状を正した上で新税の議論に入るべき。

(2) 課税免除に関する意見

- ・隠岐などから泊まりでの通院者は観光行政に負担をかけていない。税納付の理屈はなく目的によっては配慮が必要。免税点設定の必要も。
- ・宿泊税導入はもう少し検討したほうが良い。導入するのであれば免除項目を増やすべき。

〔観光目的の宿泊者に限定〕

- ・観光目的の宿泊者のみから徴収すべき。
- ・修学旅行及びこれと同等の場合も観光目的として徴収すべき。
- ・通院(付添い含む)、県内外のビジネス客、県西部や隠岐からの受験生、長期滞在の原発関係者、市民利用は対象外とすべき。
- ・通院やビジネス等の宿泊者が目的税を課すだけの通常を超える行政サービスを受けているとは考えられない。
- ・観光施設の入館料等に併せて付加する方法も検討。
- ・隠岐島民の中には宿泊しないと病院や買い物等用事ができない人がおり、観光目的でないのに宿泊税を取られるのはひどい。

〔県民は課税免除〕

- ・松江市に複数回通院する人が大勢いる。県内在住者は免除を。
- ・島根県は東西に長く、西部から日帰りできない「地理的不平等」がある。遠地ゆえの不利益を想像し、県民は免除を。

〔半額等の考え方〕

- ・通院やビジネス等も観光客と一律というのは厳しい。半額という考えはないのか。
- ・障がい者手帳をお持ちの方には半額など最大限配慮すべき。障がい者支援団体にもヒアリングすべき。
- ・課税免除の拡充と、税額に半額、無税の刻みを入れる必要あり。

回 答

- 松江市は、主要産業の一つである観光の振興を通じ国際文化観光都市としての魅力を高め、誘客促進とそれに伴う経済の好循環を生み出すことを目指しています。
- 地域経済の好循環により、「裾野の広い観光産業の活性化」、「雇用や賑わいの創出」、「市民生活の向上」、「地域への愛着や誇りの醸成」、「伝統や文化・生業の維持」を推進し、来訪客・地域住民双方にとって「住んでよし、訪れてよし」の観光地を実現したいと考えています。
- したがって、宿泊税の導入目的は誘客促進とそれに伴う地域経済の好循環であり、他市のようなオーバーツーリズム対策ではありません。地域経済の活性化を図るために誘客促進に取り組むことから、様々な目的で来訪される方が対象者になると考えています。
- 観光地としての魅力アップにも当然取り組みますが、観光以外の目的で来訪される方からも宿泊地や滞在地として選んでいただけるように、宿泊税を活用して利便性の向上やまちあるきにつながる施策を展開したいと考えます。
- また、本市において目下、観光面の課題となっている、「冬季宿泊需要の減少」、「知名度の不足」、「観光振興のための組織づくり」などに対応するため、例えば冬季限定割引クーポンの発行や、データ分析に基づく戦略的な誘客プロモーション、それらを担う観光地域づくり法人(DMO)の設立などに取り組みたいと考えています。
- 宿泊税を活用した各種施策を実行することによって宿泊客数が増加し、来訪客の滞在時間が延伸することで観光消費額の拡大を図るとともに、「世界中から松江に人が集まる」という将来像の実現を目指してまいります。
- 入湯税については、地方税法上の目的税に位置づけられ、環境衛生施設・鉱泉源の保護管理施設・消防施設等の整備や観光振興(施設整備含む)に要する費用に充てるとされています。本市では観光振興費用を中心に入湯税を充てており、今後も観光関連事業に入湯税を活用してまいります。

回 答

- 「課税免除の対象」や「免税点の設定」については、宿泊事業者へのアンケートや隠岐4町村への実態調査を踏まえ、改めて「松江市新たな観光財源検討委員会」において議論を行ってまいります。



〈 令和6年9月30日 追加回答 〉

- 「課税免除」に関するご意見を踏まえ、対象の拡大について検討を行った結果、税の軽減措置は限定的な対応が原則であること、また課税免除については公益性が求められることから、教育旅行のみを対象とします。これに代わる手法として、免税点を設けることとします。

(3) 税率、免税点に関する意見

〔 税率について 〕

- ・徴収を代行する宿泊事業者の負担、宿泊税を管理する行政担当者の負担を考えると、『一律の徴収』が最も効率的。
- ・宿泊料金に比例する税率（1～2%程度）を課すべき。定額では、低予算の利用者ほど税負担が高くなり不公平。
- ・一律の税率に賛同する宿泊事業者が多いというが、宿泊事業者の理解を得ているのか。これから丁寧な説明を行うことと矛盾している。
- ・物価高の時代に更に税金とは正気ではない。やるなら外国人に高値で、地元・日本人に安値という制度では。

〔 免税点について 〕

- ・免税点は必要。特に隠岐から通院、見舞い、看病等で宿泊する人からの宿泊税徴収は許されない。
- ・1万円未満は課税しないよう望む。小規模事業者ほど価格弾力性が高い。
- ・東京都の宿泊税は国際都市としての魅力を高め、観光振興施策に活用され、免税点を1万円としている。松江市も1万円未満の宿泊は免税とすべき。
- ・観光関連事業にのみ使う税金を観光以外の目的の宿泊客から徴収するのは理不尽で、公平性の観点からも疑問。免税点設定は極めて現実的で合理的。観光目的以外の宿泊を都度確認するのは非現実的なため、先行自治体や宿泊料金を参考に設定すべきで、7千円未満が妥当。
- ・一泊1万円～数万円の宿泊施設と比べ、低廉価格帯の負担割合は大きい。今回の報告書からはそういった小規模事業者の深刻さは何えな。客室稼働率や市内中心部と周辺部など立地の違いを比較検証されたのか。郵送、送金にかかる手間、作業負担の増についてどれだけ議論され認識されているのか。
- ・先行事例の安易な模倣で合理性が無い。課税免除を設けない代わりに免税点の設定を。
- ・宿泊者は一定程度行政サービスを受するため免税点は設定しないという考えについて、宿泊業を営むには上下水道・ゴミ処理などの利用は当たり前であり、生業自体が問われ、理由にならない。

回 答

- 宿泊税の「税率」については、「MATSUE観光戦略プラン」を実現するために必要な財源の規模感と、納税義務者（宿泊者）の負担感のバランスを勘案のうえ、「200円」と設定したところであり、既に宿泊税を導入している他自治体の税額と比較しても相応の水準にあると認識しています。
- 一方、「課税免除の対象」や「免税点の設定」については、前述のとおり、改めて「松江市新たな観光財源検討委員会」において議論を行ってまいります。

参考：宿泊税の税率

・京都市：	2万円未満	200円
	2～5万円未満	500円
	5万円以上	1,000円
・金沢市：	2万円未満	200円
	2万円以上	500円
・長崎市：	1万円未満	100円
	1～2万円未満	200円
	2万円以上	500円



〈 令和6年9月30日 追加回答 〉

- 「免税点」に関するご意見を踏まえ、「低廉な価格帯の宿泊」「地域特性への対応」「宿泊事業者の事務の負担感」という3つの視点で検討を行いました。議論の結果、税の原則を踏まえつつ、納税義務者及び特別徴収義務者への配慮という観点から、免税点を設けることとします。
- 免税点の設定金額については、以下の内容を総合的に勘案して、5千円（1人1泊5千円未満の宿泊は課税免除）とします。
 - ・小規模な宿泊施設では8割程度、低廉な価格帯の傾向にある宿泊施設では5割程度が、5千円未満の価格帯に宿泊していること
 - ・隠岐4町村からは5割弱が5千円未満の価格帯に宿泊していること
 - ・宿泊事業者が行う課税、非課税の確認事務に影響する宿泊施設全体の宿泊者数は、5千円以上6千円未満の価格帯から大きく増加傾向にあること